

宮崎北高等学校部活動方針

本校の部活動方針策定の趣旨等について

国のガイドラインに則り、県の方針策定の趣旨等に準ずる。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

活動方針等を学校ホームページへの掲載により公表する。また、各部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画・実績を作成する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

学校は生徒・顧問の状況を踏まえ、適正な部活動数を設置する。部顧問は校務分掌や外部指導者を踏まえ、学校全体として適切な指導、運営及び管理体制の構築を図る。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

文部科学省が作成したガイドラインに則り、健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

3 適切な休養日等の設定

部活動の休養日及び活動時間については、以下を基準とする。

① 学期中の休養日の設定

週当たり平均2日以上以上の休養日を設ける。

平日は1日、土曜日及び日曜日を1日以上休養日とする。

週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることができる。

② 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。生徒が十分な休養を取ることができるとともに、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

③ 1日の活動時間

平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

・県の競技力指定部となった場合、運用の工夫ができるものとする。

・学校強化部を設置する場合、校長の責任のもと、運用の工夫ができるものとする。

・定期試験前の1週間、他テスト時の前日を各部共通の部活動休養日とする。また、この休養日により週あたりの休養日に振り替えることができるものとする。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

学校で特定の競技の部活動を設けることができない場合には、合同部活動等の取組や個別の参加への協力を関係団体と連携し、工夫改善に努める。

(2) 地域との連携等

生徒の環境充実の観点から、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める。学校管理下ではない活動では、各種保険加入を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

教育上の意義や、生徒や部顧問の負担を考慮して、参加する大会等を精査する。